

(別紙 1)

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う
実施上の留意事項について（平成24年 3 月30日障発0330第16号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通
知）【新旧対照表】

改 正 後	現 行
障発0330第16号 平成24年 3 月30日	障発0330第16号 平成24年 3 月30日
【一部改正】 障発0329第20号 平成25年 3 月29日	【一部改正】 障発0329第20号 平成25年 3 月29日
【一部改正】 障発0930第 2 号 平成25年 9 月30日	【一部改正】 障発0930第 2 号 平成25年 9 月30日
【一部改正】 障発1226第 4 号 平成26年12月26日	【一部改正】 障発1226第 4 号 平成26年12月26日
【一部改正】 障発0331第26号 平成27年 3 月31日	【一部改正】 障発0331第26号 平成27年 3 月31日
【一部改正】 障発0330第12号 平成28年 3 月30日	【一部改正】 障発0330第12号 平成28年 3 月30日
【一部改正】 障発0331第17号 平成29年 3 月31日	【一部改正】 障発0331第17号 平成29年 3 月31日
【一部改正】 障発0330第 5 号 平成30年 3 月30日	【一部改正】 障発0330第 5 号 平成30年 3 月30日
【一部改正】 障発0327第31号 平成31年 3 月27日	【一部改正】 障発0327第31号 平成31年 3 月27日
【一部改正】 障発0330第 3 号 令和 3 年 3 月30日	【一部改正】 障発0330第 3 号 令和 3 年 3 月30日
【一部改正】 障発0331第 5 号 令和 4 年 3 月31日	【一部改正】 障発0331第 5 号 令和 4 年 3 月31日
【一部改正】 障発0802第 8 号	【一部改正】 障発0802第 8 号

改 正 後	現 行
令和4年8月2日 <u>【一部改正】</u> こ支障第94号 令和6年3月29日 <u>【最終改正】</u> こ支障第167号 令和6年7月2日 都道府県知事 各 指定都市長 殿 児童相談所設置市長 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の 額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について (略) 記 第一 (略) 第二 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する	令和4年8月2日 <u>【最終改正】</u> こ支障第94号 令和6年3月29日 都道府県知事 各 指定都市長 殿 児童相談所設置市長 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の 額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について (略) 記 第一 (略) 第二 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する

改 正 後	現 行
費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）別表障害児通所給付費等単位数表（以下「通所報酬告示」という。）及び別表2経過障害児通所給付費等単位数表（以下「通所報酬告示別表2」という。）に関する事項 1 通則 （略） （1） 算定上の端数処理等について ① 単位数算定の際の端数処理 単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算（何らかの割合を乗ずる計算に限る。）を行う度に、小数点以下の端数処理（四捨五入）を行っていくこととする。つまり、絶えず整数値に割合を乗じていく計算になる。 ただし、<u>特別地域加算及び福祉・介護職員等処遇改善加算</u>を算定する場合については、対象となる単位数の合計に当該加算の割合を乗じて、当該加算の単位数を算定することとする。 （略） ② 金額換算の際の端数処理 （略） （2）～（15） （略） 2 障害児通所給付費等	費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）別表障害児通所給付費等単位数表（以下「通所報酬告示」という。）及び別表2経過障害児通所給付費等単位数表（以下「通所報酬告示別表2」という。）に関する事項 1 通則 （略） （1） 算定上の端数処理等について ① 単位数算定の際の端数処理 単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算（何らかの割合を乗ずる計算に限る。）を行う度に、小数点以下の端数処理（四捨五入）を行っていくこととする。つまり、絶えず整数値に割合を乗じていく計算になる。 ただし、<u>特別地域加算、福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算</u>を算定する場合については、対象となる単位数の合計に当該加算の割合を乗じて、当該加算の単位数を算定することとする。 （略） ② 金額換算の際の端数処理 （略） （2）～（15） （略） 2 障害児通所給付費等

改 正 後	現 行
(1) 児童発達支援給付費 ①～⑫の2 (略) ⑫の3 集中的支援加算の取扱い 通所報酬告示第1の8の3の<u>集中的支援加算</u>については、強度の行動障害を有する児童の状態が悪化した場合に、高度な専門性を有する広域的支援人材を指定児童発達支援事業所に訪問させ、又はオンラインを活用して、当該児童に対して集中的な支援（以下この⑫の3において「集中的支援」という。）を行った場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うこととする。 なお、広域的支援人材の認定及び加算取得の手続等については、「状態の悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援の実施に係る事務手続等について」（令和6年3月19日付こ支障第75号・障障発0319第1号 こども家庭庁支援局障害児支援課長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知。以下同じ。）を参照すること。 (一)～(五) (略) ⑫の4 人工内耳装用児支援加算の取扱い (略) (一) 人工内耳装用児支援加算（Ⅰ） 以下のいずれも満たす場合に算定すること。 ア～オ (略) カ 関係機関に対して、情報提供の機会や研修会の開催等、	(1) 児童発達支援給付費 ①～⑫の2 (略) ⑫の3 集中的支援加算の取扱い 通所報酬告示第1の8の3の<u>Ⅰの集中的支援加算（Ⅰ）</u>については、強度の行動障害を有する児童の状態が悪化した場合に、高度な専門性を有する広域的支援人材を指定児童発達支援事業所に訪問させ、又はオンラインを活用して、当該児童に対して集中的な支援（以下この⑫の3において「集中的支援」という。）を行った場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うこととする。 なお、広域的支援人材の認定及び加算取得の手続等については、「状態の悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援の実施に係る事務手続等について」（令和6年3月19日付こ支障第75号・障障発0319第1号 こども家庭庁支援局障害児支援課長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知。以下同じ。）を参照すること。 (一)～(五) (略) ⑫の4 人工内耳装用児支援加算の取扱い (略) (一) 人工内耳装用児支援加算（Ⅰ） 以下のいずれも満たす場合に算定すること。 ア～オ (略) カ 関係機関に対して、情報提供の機会や研修会の開催等、

改正後	現行
人工内耳装用児に関する理解及び支援を促進する取組を計画的に実施していること。 キ (略) (二) (略) ⑫の5～⑭ (略) ⑮ 延長支援加算の取扱い 通所報酬告示第1の12の延長支援加算については、以下のとおり取り扱うこととする。 (一) 通所報酬告示第1の12のイ又はロ(1)若しくは(2)を算定する場合 ア～オ (略) カ 医療的ケアを要する障害児に延長支援を行う場合には、オの従業者の配置のうち、看護職員(医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児のみの延長支援にあっては、認定特定行為業務従事者を含む。)を1名以上配置すること。 キ・ク (略) (二) 通所報酬告示第1の12のロ(3)又はハを算定する場合 ア～エ (略) オ 医療的ケアを要する障害児に延長支援を行う場合には、エの従業者の配置のうち、看護職員(医療的ケアのうち喀	人口内耳装用児に関する理解及び支援を促進する取組を計画的に実施していること。 キ (略) (二) (略) ⑫の5～⑭ (略) ⑮ 延長支援加算の取扱い 通所報酬告示第1の12の延長支援加算については、以下のとおり取り扱うこととする。 (一) 通所報酬告示第1の12のイ又はロ(1)若しくは(2)を算定する場合 ア～オ (略) カ 医療的ケアを要する障害児に延長支援を行う場合には、オの従業者の配置のうち、看護職員(医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児のみの延長支援にあっては、認定特定行為業務従事者を含む。)を1名上配置すること。 キ・ク (略) (二) 通所報酬告示第1の12のロ(3)又はハを算定する場合 ア～エ (略) オ 医療的ケアを要する障害児に延長支援を行う場合には、エの従業者の配置のうち、看護職員(医療的ケアのうち喀

改 正 後	現 行
痰吸引等のみを必要とする障害児のみの延長支援にあつては、認定特定行為業務従事者を含む。)を1名<u>以上</u>配置すること。 カ (略) ⑮の2～⑮の5 (略) ⑯ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算</u>の取扱い <u>福祉・介護職員等処遇改善加算</u>の内容については、別途通知(「福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和6年3月26日付け障障発0326第4号、こ支障第86号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、こども家庭庁支援局障害児支援課長通知))を参照すること。 (2) (略) (3) 放課後等デイサービス給付費 ①～④ (略) ⑤ 共生型サービス体制強化加算の取扱い 通所報酬告示第3の1の<u>注10</u>の共生型サービス体制強化加算については、2の(1)の④の4を準用する。 ⑥～⑪ (略)	痰吸引等のみを必要とする障害児のみの延長支援にあつては、認定特定行為業務従事者を含む。)を1名<u>上</u>配置すること。 カ (略) ⑮の2～⑮の5 (略) ⑯ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算</u>の取扱い <u>福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算</u>の内容については、別途通知(「福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和6年3月26日付け障障発0326第4号、こ支障第86号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、こども家庭庁支援局障害児支援課長通知))を参照すること。 (2) (略) (3) 放課後等デイサービス給付費 ①～④ (略) ⑤ 共生型サービス体制強化加算の取扱い 通所報酬告示第3の1の<u>注11</u>の共生型サービス体制強化加算については、2の(1)の④の4を準用する。 ⑥～⑪ (略)

改 正 後	現 行
⑫ 強度行動障害児支援加算の取扱い 通所報酬告示第3の6の2の強度行動障害児支援加算については、障害児の行動障害の軽減を目的として、実践研修修了者や<u>中核的人材養成研修</u>の修了者（中核的人材研修修了者）を配置し、指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービス（以下この⑫において「指定放課後等デイサービス等」という。）を、強度の行動障害のある児童に対して支援計画シート等に基づいて行った場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うものとする。 なお、支援計画シート等は「重度訪問介護の対象拡大に伴う支給決定事務等に係る留意事項について」の1の（4）に規定する「支援計画シート」及び「支援手順書兼記録用紙」を指し、「支援計画シート」及び「支援手順書兼記録用紙」の様式は平成25年度障害者総合福祉推進事業「強度行動障害支援初任者養成研修プログラム及びテキストの開発について（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園）」において作成された標準的なアセスメントシート及び支援手順書兼記録用紙（当該通知中参考1及び2）を参照することとする。 （一）～（六） （略） ⑫の2 集中的支援加算の取扱い 通所報酬告示第3の6の3の<u>集中的支援加算</u>については、2の（1）の⑫の3を準用する。	⑫ 強度行動障害児支援加算の取扱い 通所報酬告示第3の8の2の強度行動障害児支援加算については、障害児の行動障害の軽減を目的として、実践研修修了者や<u>中核的支援人材養成研修</u>の修了者（中核的人材研修修了者）を配置し、指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービス（以下この⑫において「指定放課後等デイサービス等」という。）を、強度の行動障害のある児童に対して支援計画シート等に基づいて行った場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うものとする。 なお、支援計画シート等は「重度訪問介護の対象拡大に伴う支給決定事務等に係る留意事項について」の1の（4）に規定する「支援計画シート」及び「支援手順書兼記録用紙」を指し、「支援計画シート」及び「支援手順書兼記録用紙」の様式は平成25年度障害者総合福祉推進事業「強度行動障害支援初任者養成研修プログラム及びテキストの開発について（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園）」において作成された標準的なアセスメントシート及び支援手順書兼記録用紙（当該通知中参考1及び2）を参照することとする。 （一）～（六） （略） ⑫の3 集中的支援加算の取扱い 通所報酬告示第3の6の3の<u>イの集中的支援加算（I）</u>については、2の（1）の⑫の3を準用する。

改正後	現 行
⑫の３～⑯ （略） ⑯の２ 事業所間連携加算の取扱い 通所報酬告示第３の⑩の<u>③</u>の事業所間連携加算については、 ２の（１）の⑮の３を準用する。 ⑰ 保育・教育等移行支援加算の取扱い 通所報酬告示第３の⑩の<u>④</u>の保育・教育等移行支援加算については、２の（１）の⑮の４を準用する。 ⑱ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算</u>の取扱い 通所報酬告示第３の⑪の<u>福祉・介護職員等処遇改善加算</u>については、２の（１）の⑯を準用する。 （４） 居宅訪問型児童発達支援給付費 ①～④ （略） ⑤ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算</u>の取扱い 通所報酬告示第４の４の<u>福祉・介護職員等処遇改善加算</u>については、２の（１）の⑯を準用する。	⑫の３～⑯ （略） ⑯の２ 事業所間連携加算の取扱い 通所報酬告示第３の⑩の事業所間連携加算については、２の （１）の⑮の３を準用する。 ⑰ 保育・教育等移行支援加算の取扱い 通所報酬告示第３の⑩の<u>③</u>の保育・教育等移行支援加算については、２の（１）の⑮の４を準用する。 ⑱ <u>福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算</u>の取扱い 通所報酬告示第３の⑪、⑫及び⑬の<u>福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算</u>については、２の（１）の⑯を準用する。 （４） 居宅訪問型児童発達支援給付費 ①～④ （略） ⑤ <u>福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算</u>の取扱い 通所報酬告示第４の４、⑤及び⑥の<u>福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算</u>については、２の（１）の⑯を準用する。

改 正 後	現 行
(5) 保育所等訪問支援給付費 ① (略) (削る) ② 訪問支援員特別加算の取扱い (一) ～ (三) (略) ②の2 特別地域加算の取扱い <u>通所報酬告示第5の1の注1の3の特別地域加算については、2の(4)の②を準用する。</u> ③ (略) ④ 家族支援加算の取扱い 通所報酬告示第5の1の4の家族支援加算については、2の(4)の②の<u>3</u>を準用する。 なお、本加算が算定される相談援助については、指定保育所等訪問支援を実施した際にその一環としてなされる保護者への報告・共有とは区分して実施すること。 ④の2・④の3 (略) ④の4 強度行動障害児支援加算の取扱い 通所報酬告示第5の1の7の強度行動障害児支援加算については、<u>2の</u>(4)の②の5を準用する。	(5) 保育所等訪問支援給付費 ① (略) ② <u>特別地域加算の取扱い</u> <u>通所報酬告示第5の1の注1の2の特別支援加算については、2の(4)の②を準用する。</u> ②の2 訪問支援員特別加算の取扱い (一) ～ (三) (略) <u>(新設)</u> ③ (略) ④ 家族支援加算の取扱い 通所報酬告示第5の1の4の家族支援加算については、2の(4)の②の<u>2</u>を準用する。 なお、本加算が算定される相談援助については、指定保育所等訪問支援を実施した際にその一環としてなされる保護者への報告・共有とは区分して実施すること。 ④の2・④の3 (略) ④の4 強度行動障害児支援加算の取扱い 通所報酬告示第5の1の7の強度行動障害児支援加算については、(4)の②の5を準用する。

改 正 後	現 行
④の５・⑤ （略） ⑥ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算</u>の取扱い 通所報酬告示第５の３の<u>福祉・介護職員等処遇改善加算</u>については、２の（１）の⑯を準用する。 （６） 主として難聴児経過的儿童発達支援給付費 ①～⑳ （略） ㉔ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算</u>の取扱い 通所報酬告示別表２第１の19の<u>福祉・介護職員等処遇改善加算</u>については、２の（１）の⑯を準用する。 （７） 主として重症心身障害児経過的儿童発達支援給付費 ①～㉑ （略） ㉔ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算</u>の取扱い 通所報酬告示別表２第２の19の<u>福祉・介護職員等処遇改善加算</u>については、２の（１）の⑯を準用する。	④の５・⑤ （略） ⑥ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算</u>の取扱い 通所報酬告示第５の３、４及び５の<u>福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算</u>については、２の（１）の⑯を準用する。 （６） 主として難聴児経過的儿童発達支援給付費 ①～㉑ （略） ㉔ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算</u>の取扱い 通所報酬告示別表２第１の19、20及び21の<u>福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算</u>については、２の（１）の⑯を準用する。 （７） 主として重症心身障害児経過的儿童発達支援給付費 ①～㉑ （略） ㉔ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算</u>の取扱い 通所報酬告示別表２第２の19、20及び21の<u>福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算</u>については、２の（１）の⑯を準用する。

改正後	現行
(8) 医療型経過的儿童発達支援給付費 ①～⑰ (略) ⑱ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算</u>の取扱い 通所報酬告示別表2第3の18の福祉・介護職員等処遇改善加算については、2の(1)の⑳を準用する。 第三 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第123号）別表障害児入所給付費単位数表（以下「入所報酬告示」という。）に関する事項 (1) 福祉型障害児入所施設給付費 ①～⑧ (略) ⑧の2 看護職員配置加算（Ⅱ）の取扱い 入所報酬告示第1の1の注12の看護職員配置加算（Ⅱ）は、以下のとおり取り扱うこととする。なお、障害児の医療的ケアスコアの合計の点数の算出方法については、第二の2（1）の④の3の<u>（四）</u>を準用する。 (一)・(二) (略) ⑧の3～⑳の4 (略)	<u>介護職員等ベースアップ等支援加算</u>については、2の(1)の⑳を準用する。 (8) 医療型経過的儿童発達支援給付費 ①～⑰ (略) ⑱ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算</u>の取扱い 通所報酬告示別表2第3の18、19及び20の福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の(1)の⑳を準用する。 第三 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第123号）別表障害児入所給付費単位数表（以下「入所報酬告示」という。）に関する事項 (1) 福祉型障害児入所施設給付費 ①～⑧ (略) ⑧の2 看護職員配置加算（Ⅱ）の取扱い 入所報酬告示第1の1の注12の看護職員配置加算（Ⅱ）は、以下のとおり取り扱うこととする。なお、障害児の医療的ケアスコアの合計の点数の算出方法については、第二の2（1）の④の3の<u>（五）</u>を準用する。 (一)・(二) (略) ⑧の3～⑳の4 (略)

改 正 後	現 行
⑰ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算</u>の取扱い 入所報酬告示第1の10の<u>福祉・介護職員等処遇改善加算</u>については、第二の2の（1）の⑯を準用する。 （2） 医療型障害児入所施設給付費 ①～⑧ （略） ⑨ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算</u>の取扱い 入所報酬告示第2の6の<u>福祉・介護職員等処遇改善加算</u>については、第二の2の（1）の⑯を準用する。 第四 （略）	⑰ <u>福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算</u>の取扱い 入所報酬告示第1の10、11及び12の<u>福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算</u>については、第二の2の（1）の⑯を準用する。 （2） 医療型障害児入所施設給付費 ①～⑧ （略） ⑨ <u>福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算</u>の取扱い 入所報酬告示第2の6、7及び8の<u>福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算</u>については、第二の2の（1）の⑯を準用する。 第四 （略）